



個 情 第 752 号
基 発 0529 第 6 号
平成 29 年 5 月 29 日

一般社団法人日本建設業連合会会長 殿

個人情報保護委員会事務局長
(公 印 省 略)
厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り
扱うに当たっての留意事項について (通知)

雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する情報(以下「健康情報」という。)の取扱いについては、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針(平成 16 年厚生労働省告示第 259 号)」について事業者が留意すべき事項を、「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成 16 年 10 月 29 日付け基発第 1029009 号。以下「旧留意事項通達」という。)により示し、その周知を図ってきたところです。

今般、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年法律第 65 号。以下「改正個人情報保護法等」という。)及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)(平成 28 年 11 月個人情報保護委員会。別添 1。)が全面施行・適用されることに伴い、雇用管理分野において取り扱われている健康情報については、旧留意事項通達における規律水準と比較して変更はなく、引き続き事業者において適切に取り扱われるよう、別添 2 のとおり「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」(以下「新留意事項通達」という。)を定め、改正個人情報保護法等の施行日である平成 29 年 5 月 30 日より適用することとしました。

これに基づき、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

また、新留意事項通達の適用に伴い、『雇用管理に関する個人情報の取扱いに関する「個人情報の保護に関する法律」、「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」等の施行に伴う業務取扱について』(平成 17 年 8 月 22 日付け地発第 0822001 号、基発第 0822009 号、職発第 0822001 号、雇児発第 0822004 号、政発第 0822006 号) 及び旧留意事項通達は平成 29 年 5 月 29 日をもって廃止することとします。